入札時に提出する陳述書について

（お知らせ）

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法６５条の２、民事執行規則３８条７項、３１条の２）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所執行官室でお受け取りいただくか、ＢＩＴ（https://www.bit.courts.go.jp/）のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所執行官室（０７８－３４１－２１３０）までお問い合わせください。

令和　８年（ケ）第１０００９号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月２４日
神戸地方裁判所第３民事部
裁判所書記官　中　山　克　巳

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　９日から 令和　８年１２月１６日まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月２２日　午前１０時００分 神戸地方裁判所売却場(1階)
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月１２日　午後　２時００分 神戸地方裁判所第３民事部
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月２４日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 920, 000 1, 536, 000	一括	384, 000	87, 687	0
1	600, 000				
2	1, 320, 000				
備考					

令和　８年（ケ）第１００００９号

物　件　目　録

１　所　　在　　南あわじ市倭文長田字下山崎

　　地　　番　　６７５番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２６０．６６平方メートル

２　所　　在　　南あわじ市倭文長田字下山崎６７５番地３

　　家屋　番号　　６７５番３

　　種　　類　　工場・居宅

　　構　　造　　鉄骨造陸屋根２階建

　　床　面　積　　１階　　１５３．８７平方メートル
　　２階　　８９．２１平方メートル

（現況）

　　種　　類　　倉庫・居宅

令和　8年（ケ）第１００００９号

物　件　明　細　書

令和　8年１０月２９日
神戸地方裁判所第３民事部
裁判所書記官　中　山　克　巳

1　不動産の表示
【物件番号１，２】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１，２】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号２】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《　注　　意　　書　》

1　本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみが簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ケ）第１０００９号

物　件　目　録

１　所　　在　　南あわじ市倭文長田字下山崎

　　地　　番　　６７５番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２６０．６６平方メートル

２　所　　在　　南あわじ市倭文長田字下山崎６７５番地３

　　家屋　番号　　６７５番３

　　種　　類　　工場・居宅

　　構　　造　　鉄骨造陸屋根２階建

　　床　面　積　　１階　　１５３．８７平方メートル
　　２階　　８９．２１平方メートル

（現況）

　　種　　類　　倉庫・居宅

令和８年(ケ)第１０００９号
令和８年　７月２７日受理
令和８年 10 月 7 日提出

現 況 調 査 報 告 書

神戸地方裁判所
執行官　佐 藤 彰 彦

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ケ）第１００００９号

物　件　目　録

１　所　　在　　南あわじ市倭文長田字下山崎

　　地　　番　　６７５番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２６０．６６平方メートル

２　所　　在　　南あわじ市倭文長田字下山崎６７５番地３

　　家屋　番号　　６７５番３

　　種　　類　　工場・居宅

　　構　　造　　鉄骨造陸屋根２階建

　　床　面　積　　１階　　１５３．８７平方メートル
　　２階　　８９．２１平方メートル

（土地・建物用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	南あわじ市倭文長田６７５番地の３
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件１　）□公衆用道路（物件　　）□　　（物件　　）
形状	■公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　　□その他の者 上記の者が本件土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件２
種類、構造及び床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点が異なる（■主たる建物　□附属建物） ■種　類：倉庫・居宅 □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　　□その他の者 上記の者が本建物を、倉庫・居宅(ともに空き家)　として使用している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある　　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 保管開始日　令和　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	■建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■債務者兼所有者代表者	1　本件建物では私が代表する会社が自動販売機のジュースなどの小売業を今年の３月いっぱいまでしていました。東のプレハブが事務所で、本件建物はジュースなどの倉庫で北側の借地を利用して搬出していました。 2　本件建物の２階部分は当初、遠方に住む社員の居宅として使用していましたが、のちに不動産屋を通して第三者に賃貸し、それも今年の３月頃に退去したので今は誰も住んでいません。雨漏りがあったようでしたが直していると思います。よって日常生活上の不具合はないと思います。 3　東側のプレハブを置いた経緯は私の入社前なので分かりません。 4　建物の壁に「ひだまり本舗」という看板がありますが、当社が以前その会社の子会社だったことから無償で宣伝のために掛けたもので、特にここで営業していたものではありません。 5　本件土地の境界について争いは特にありません。
■６７６番１所有者	1　私は本件土地の北東側にある地番６７６番１の所有者です。この土地は債務者兼所有者に駐車場として月額６万円で賃貸していました。 2　本件土地との境界はコンクリートの端までです。当初はコンクリートから水路分約３０cmを隔てたあたりだと思っていましたが、北西部分で水路上にコンクリートがある状況を見て、コンクリートまでと確信しました。以前はこちらの土地は田で本件土地内に水路があり、埋めるときに１０cmのパイプを入れて西側の農地に水が供給できるようにしています。 3　本件建物から北側に張り出した庇の一部が私の土地上にかかっていて、その下に鉄板が置かれています。債務者兼所有者が庇を設置したいと言ってきたとき、支柱を私の土地に打たないことを条件に承諾しました。庇には雨樋がないため、こちらの土地に雨水が落ちてきます。雨水は庇分だけではなく、建物の雨水が庇に落とされているので、結構な量の雨水が落ちてきます。 4　また、本件土地の東側にプレハブがありますが、北東の３分の１ほどが私の土地上にあります。これについては、基礎を打たないことを条件に置くことを承諾しました。 5　本件競売の落札者がこの土地を借りたいと言うならお話は聞くつもりですが、特に借りるつもりがないようなら越境している庇、鉄板やプレハブ、西端に置かれたトラックの荷台のようなものはすべて撤去して欲しいです。 6　現在庇の下にコンバインと農業のための資材が置かれていますが、これらは私の物です。

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（執行官の意見用）

執行官の意見

1　本件物件の状況は、公図、建物図面（各階平面図）及び添付した写真のとおりである。

2　本件土地の東側にプレハブの事務所がある。このプレハブは北東側の目的外土地である地番６７６番１に３分の１程度越境して置かれている。プレハブ設置に関し、基礎を打たないことを条件に承諾したとの同地の所有者の陳述から本プレハブは動産と認定する。

3　また、上記土地は債務者兼所有者が駐車場として賃借していたもので、北側では本件建物の庇が同地にかかり、鉄板も同地に敷かれている。

4　本件建物の南西側の基礎となるコンクリートにヒビが入っている。

5　本件建物の２階については以下のとおり

①　玄関等を備えた一通りの設備のある居宅となっている。

②　床は一部めくれて傷んでいる。

③　壁は、大小の穴が複数見られ、土壁は大きく崩れている箇所が見られた。傷みを隠すためか壁クロスが部分的に貼られている箇所が複数見られた。

④　南東の部屋の天井の一部にシートが貼られている。これは雨漏りのシミを補修するために貼られた可能性がある。

以上、経年程度の劣化が見られるため、相当の補修が必要と思われる。

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調査の経過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和８年７月２９日(水) 14:54-15:04 15:22-15:25	執行官室（電話発信）	債務者兼所有者の弁護士から聴取調査
令和８年７月３１日(金) 11:21-11:32	物件所在地	物件確認、占有調査、外観写真撮影
令和８年７月３１日(金) 12:09-12:34	神戸地方法務局洲本支局	公図及び登記簿謄本交付申請（受領）
令和８年８月２６日(水) 13:40-14:50	物件所在地	物件立入調査、占有者ほかに聴取調査、評価人同行、写真撮影
令和８年９月１５日(火) 10:20-11:20	物件所在地	物件立入調査、占有者ほかに聴取調査、評価人同行、写真撮影

（特記事項）

□ 令和　　年　月　日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人　及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和　　年　月　日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人　を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□ 令和　　年　月　日

休日・夜間執行許可の提示をした。

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

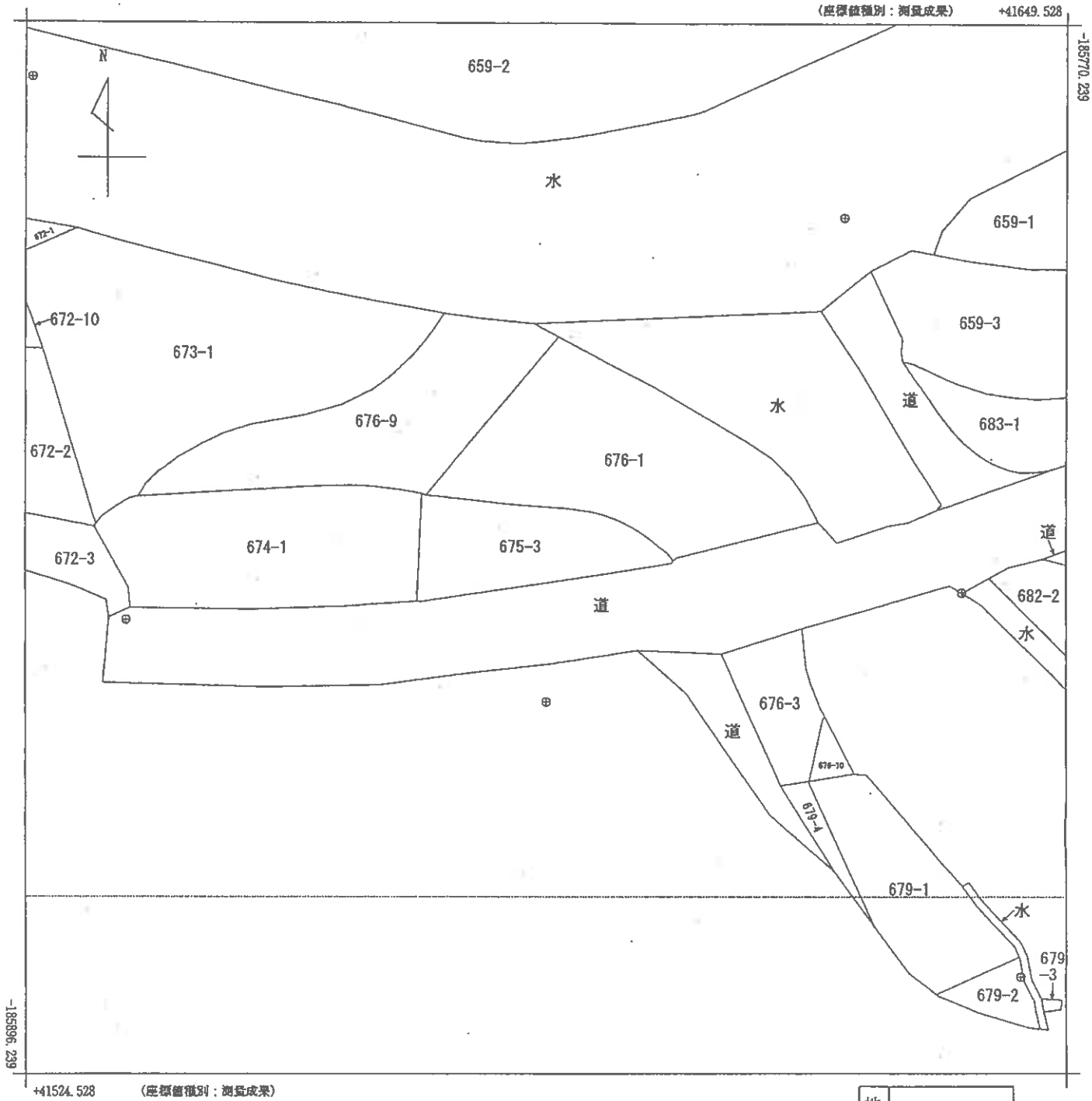



請求部分	所在	南あわじ市倭文長田字下山崎				地番	675番3		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	V	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	地籍図
作成年月日	令和4年3月			備付年月日(原図)	令和6年6月24日	補記事項			

本図面はＡ３版をＡ４版に縮小したものである

請求番号：6-1
(1/1)

（6　枚目）

公用

公用

登記年月日：昭和59年4月9日

各階平面図

家屋番号	675-3
建物の所在	三原郡~~緑町~~倭文長田字山崎675～3 南あわじ市

建物図面
各階平面図

59.4.9

1階

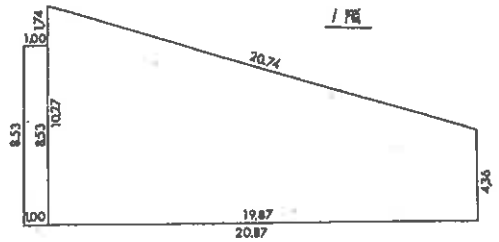

求積表　1階

8.53	× 1.00	=	8.5300㎡
19.87	× (10.27 + 4.36) / 2	=	145.34905
	合計	=	153.87905㎡
	床面積	=	153.87

2階

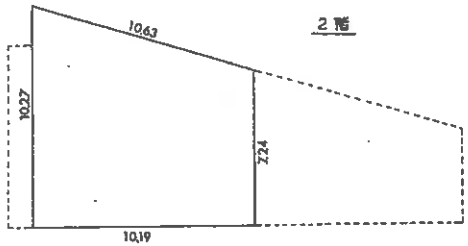

求積表　2階

10.19	× (10.27 + 7.24) / 2	=	89.21345㎡
	床面積	=	89.21㎡



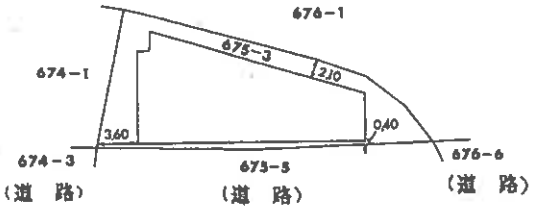

作製者	[redacted]	縮尺	1/250
	(昭和59年4月7日作製)		

申請人	[redacted]	縮尺	1/500

(兵庫県土地家屋調査士会用紙)

301105

本図面はA3版をA4版に縮小したものである。

（7枚目）

請求番号：6-3



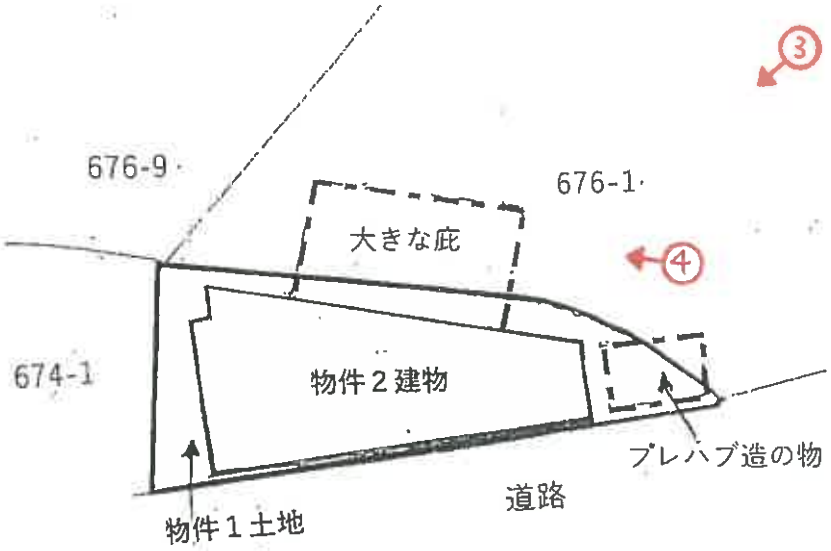

(←○は写真番号および撮影位置・方向)

土地建物配置略図

※土地建物の概ねの配置の略図であり、
境界・形状・位置等を明示するものでは無く、
それらについて正確性を担保するものでは無い。

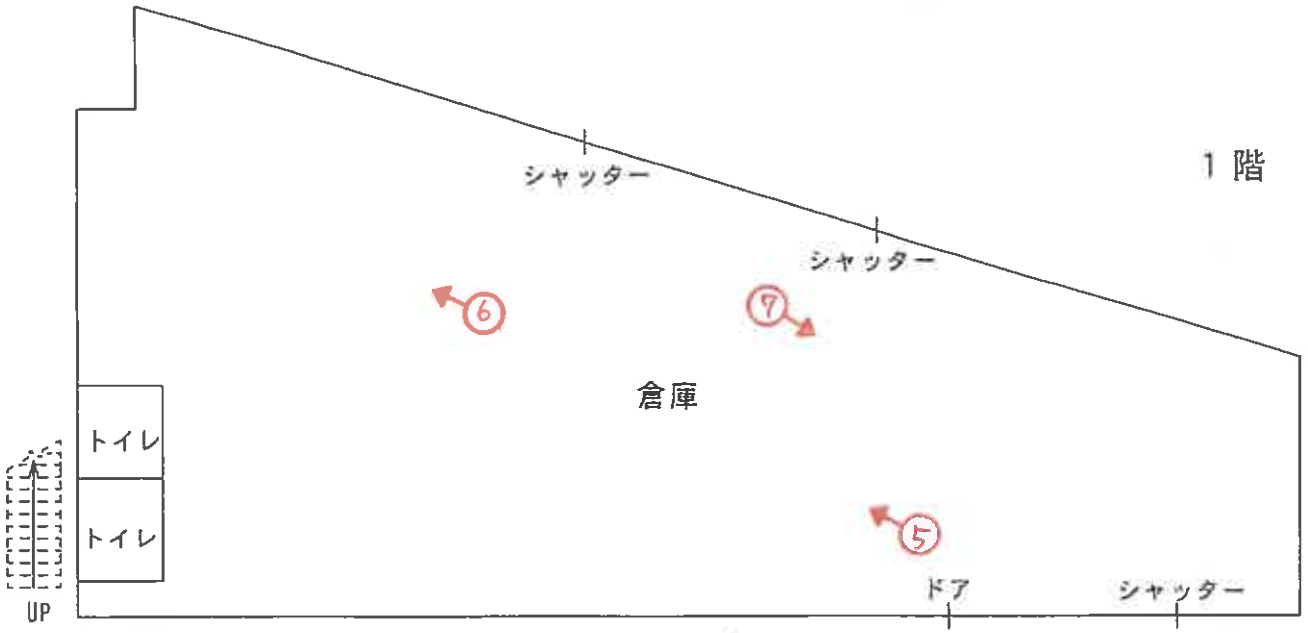

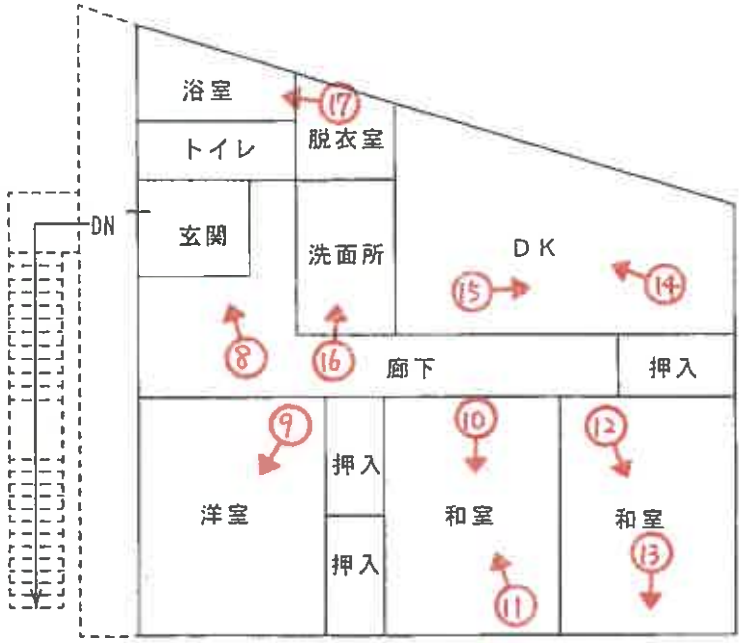

建物間取略図

(←○は写真番号および撮影位置・方向)



1



2



3

（10　枚目）



4



5



6



7



8



9



10



11



12

13



14



15



（14　枚目）



16



17

令和 8 年 （ケ） 第 10009 号
令和 8 年 8 月 26 日 現地調査
令和 8 年 9 月 15 日
令和 8 年 10 月 3 日 評　　価

神戸地方裁判所
第三民事部　御中

評　　価　　書

評価人　　不動産鑑定士
橋本　明人

第１　評価額

一　括　価　格	
金1,920,000円	
内　訳　価　格	
物件１(土地)	金600,000円
物件２(建物)	金1,320,000円

１　一括価格は、物件１・２の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１の内訳価格は物件２のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件２の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	種類：倉庫・居宅
	特記事項		
	特にはなし		

第４　目的物件の位置・環境等

１ 土地の概況及び利用状況等　（ 物件１ ）

位置・交通	南あわじ市らん・らんバス　長田北(西)バス停の南西方約700m(道路距離) （附属資料位置図参照）	
付近の状況	農地、河川等がみられる。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域内未指定 指定なし 70％ 200％ 防火指定なし 宅地造成等工事規制区域
画地条件	登記記載数量260.66㎡の不整形地	
接面道路の状況	南側　約14m県道	
土地の利用状況等	物件１は物件２建物の敷地	
供給処理施設	上水道 ガス配管 下水道 (注)供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	淡路広域水道企業団の図面によれば、物件前の道路のところには本管は通っておらず、東方の離れたところの本管から給水管が来ている。 なし あり
土壌汚染等	事業所等及びその敷地で利用されていた(現在は空き家)。土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特記事項	・北東側の目的外土地の676番1に物件２建物の庇がかかったり、鉄板が敷かれたりなどしている。地番676番1の所有者の陳述について現況調査報告書をご参照。	

2　建物の概況及び利用状況等　　（ 物件２ ）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）　昭和59年3月30日 新築 経過年数　43　年程度 経済的残存耐用年数　対象建物は経済的耐用年数を満了している。
仕　　様	構　造　：　鉄骨造 屋　根　：　陸屋根 外　壁　：　吹付等 内　壁　：　１階は倉庫であり特に内装は施されていない。２階の居宅は内壁・天井：合板等、床：タタミ等。 天　井　： 床　　： 設　備　：　特になし その他　：　特になし
床面積（現況）	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途：　倉庫・居宅 間取り：　附属資料建物間取略図のとおり
品　　等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特　記　事　項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・外壁のひび、南西側の基礎のコンクリートにひび、２階の内壁に穴が開いている等がある。雨漏りのシミを見えないようにするためなのか、天井の一部にシートが貼られていた。前述のとおり北側の大きな庇が地番676番1に及んでいる。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

(1)　建付地価格（物件１）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番　号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地　積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	12,700	0.80	260.66	0.90	2,380,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査　(南あわじ(県)-2)

公示価格等(円/㎡) 時点修正　標準化補正　地域格差　標準画地価格(円/㎡)

9,000 × 100/100 × 100/100 × 100/71 ≒ 12,700

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：不要（1.00）

◇地域格差：　街路条件　接近条件　環境条件　行政条件　格差率

100/95 × 100/100 × 100/75 × 100/100 ≒ 100/71

イ 個別格差：形状等（0.80）

ウ 地　積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2)　建物価格（物件２）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番　号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	180,000	243.08	0.05	2,190,000

ウ 現価率

対象建物は既に経済的耐用年数を満了しており、その経済価値は残価率(５%)程度と判定される。

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1)　土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	2,380,000	0.40	法定地上権	950,000

(2)　内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格(円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算(円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,380,000	-950,000		0.70	0.60	600,000
2	2,190,000	+950,000	1.00	0.70	0.60	1,320,000
一括価格(合計)						1,920,000

ウ 占有減価修正：　必要なし

エ 市場性修正：　物件の用途性(倉庫等)、目的外土地との状況関係等

オ 競売市場修正：　評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

１　地価公示価格等　（南あわじ(県)-2）

所　　在　：　南あわじ市倭文安住寺字溝ノ上495番
価　　格　：　9,000円/㎡
位　　置　：　淡路交通供養石バス停より道路距離360m
価格時点　：　令和８年７月１日
地　　積　：　327㎡
供給処理施設　：　水道
接面街路　：　南側幅員5.5m県道に接面
用途指定等　：　都市計画区域（建ぺい率70％，容積率200％）
地域の概要　：　県道沿いに古くからの農家住宅が散在する地域

２　固定資産税評価額（令和8年度）

物件１：　2,787,758円
物件２：　4,454,615円

第７　附属資料

１　対象不動産等の所在位置略図
２　公図写
３　建物図面・各階平面図写
４　土地建物配置略図
５　建物間取略図
６　現況写真

以　上

令和　８年（ケ）第１０００９号

物　件　目　録

１　所　　在　　南あわじ市倭文長田字下山崎

　　地　　番　　６７５番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２６０．６６平方メートル

２　所　　在　　南あわじ市倭文長田字下山崎６７５番地３

　　家屋　番号　　６７５番３

　　種　　類　　工場・居宅

　　構　　造　　鉄骨造陸屋根２階建

　　床　面　積　　１階　　１５３．８７平方メートル
　　２階　　８９．２１平方メートル

地理院地図
GSI Maps

※対象不動産等の所在位置略図(国土地理院地図を基に加筆・作成)



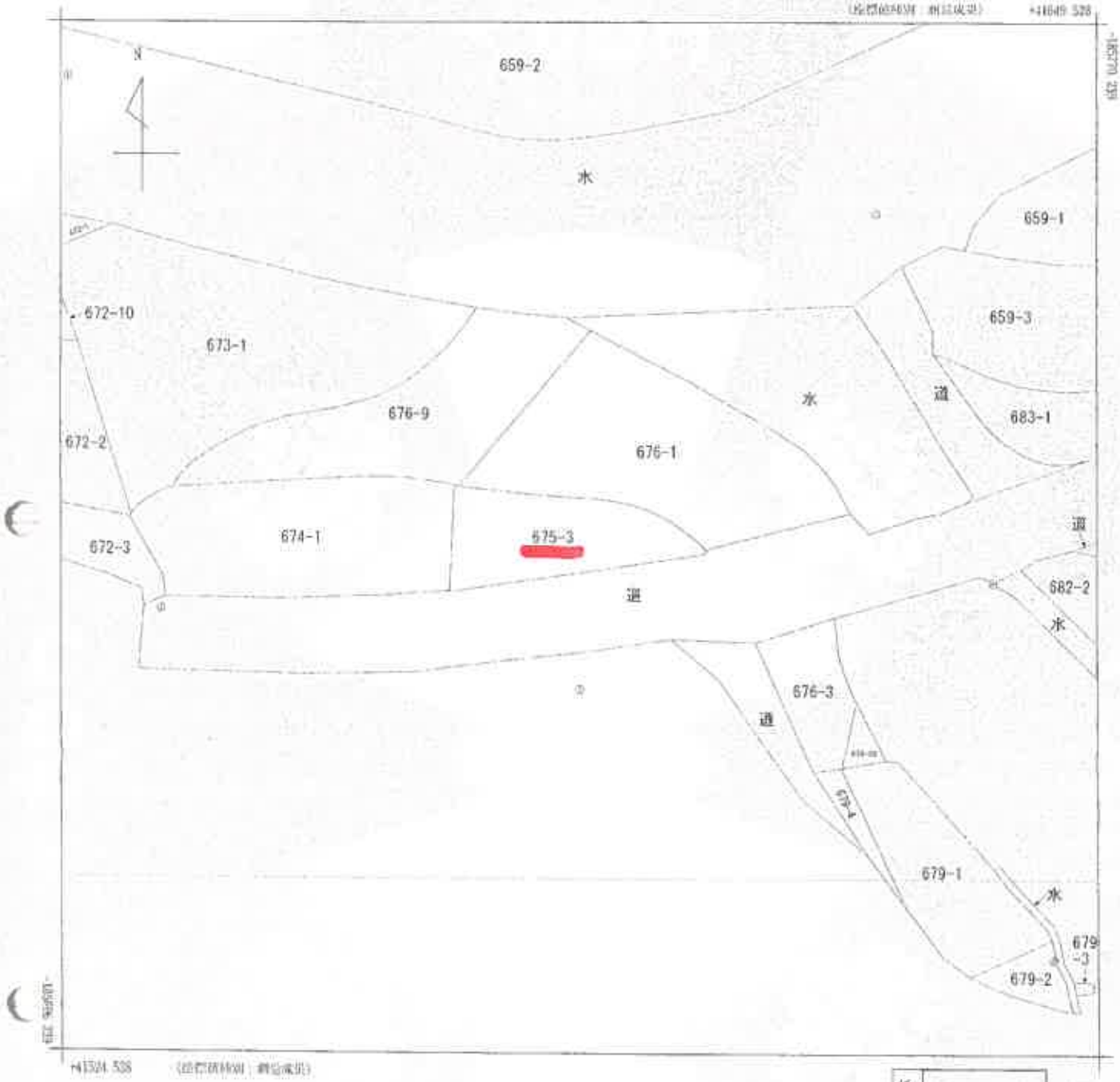



請求部分	所在	南あわじ市優文長田字下山崎				地番	675番3			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	V	分割	地図(法第14条第1項)		縮尺	地籍図
作成年月日	令和4年3月			備付年月日(原図)	令和6年5月24日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(神戸地方法務局岩本支局管轄)

令和8年5月23日

神戸地方法務局

登記官 [redacted]

公図写

縮小版

請求番号：7-1

(1/1)

登記年月日：昭和59年4月9日

各階平面図

建物図面 各階平面図

家屋番号	675－3
建物の所在	三原郡緑町倉文長田字山崎675～3

南あわじ市

59、4、9

1階

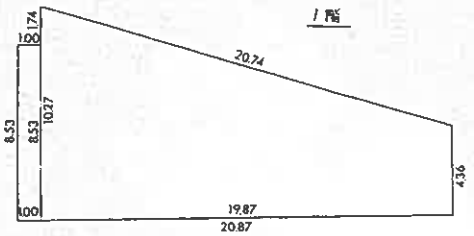

求積表　1階

8.53	× 1.00	=	8.5300㎡
19.87	× (10.27 + 4.36) / 2	=	145.34905
	合計	=	153.87905㎡
	床面積	=	153.87



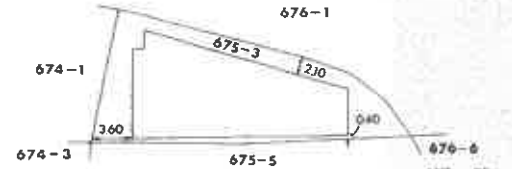

2階

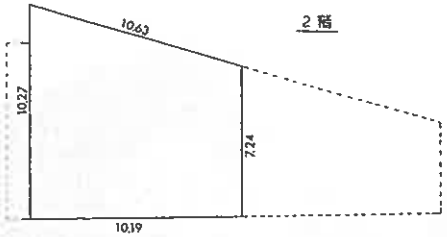

求積表　2階

10.19	× (10.27 + 7.24) / 2	=	89.21345㎡
	床面積	=	89.21㎡

作製者	[redacted]	縮尺	1/250
	年4月7日(作製)		
	(兵庫県土地家屋調査士会用紙)		

申請人	[redacted]	縮尺	1/500

301100

縮小版

[redacted]

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
（神戸地方法務局洲本支局管轄）
令和8年6月23日　神戸地方法務局

登記官

請求番号：7-3

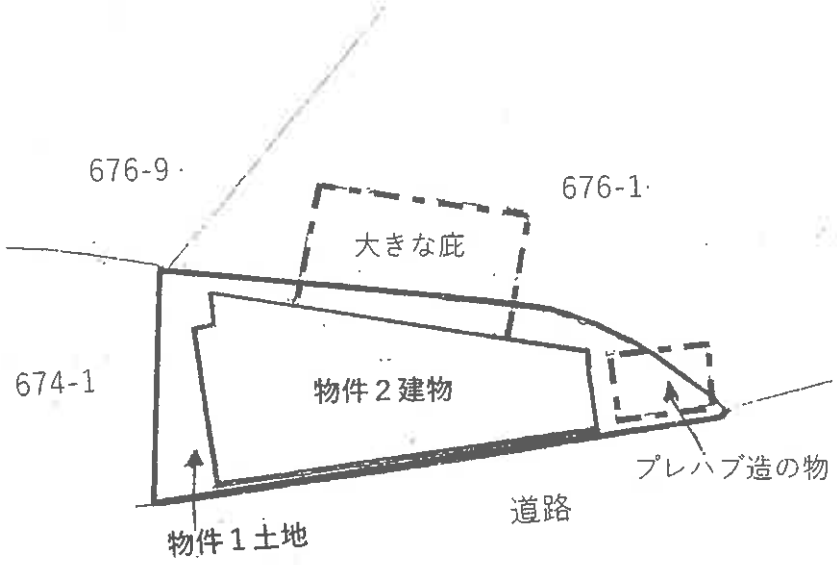

土地建物配置略図

※土地建物の概ねの配置の略図であり、
境界・形状・位置等を明示するものでは無く、
それらについて正確性を担保するものでは無い。

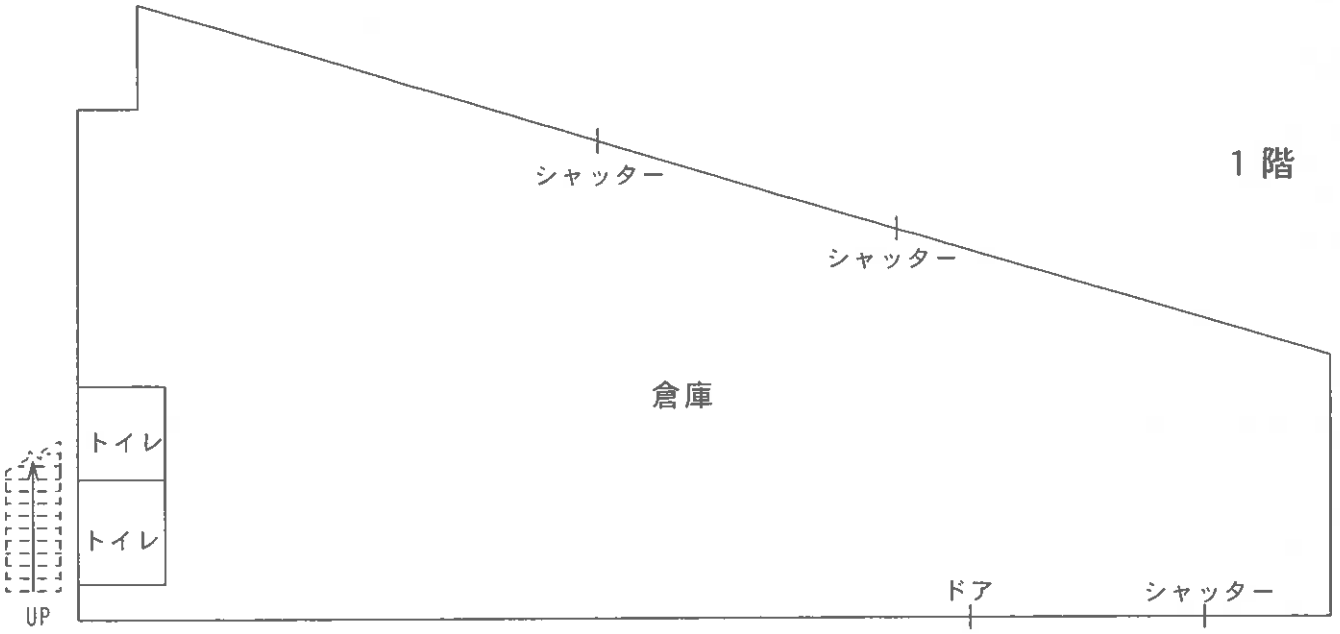
1階
シャッター
シャッター
倉庫
トイレ
トイレ
UP
ドア
シャッター

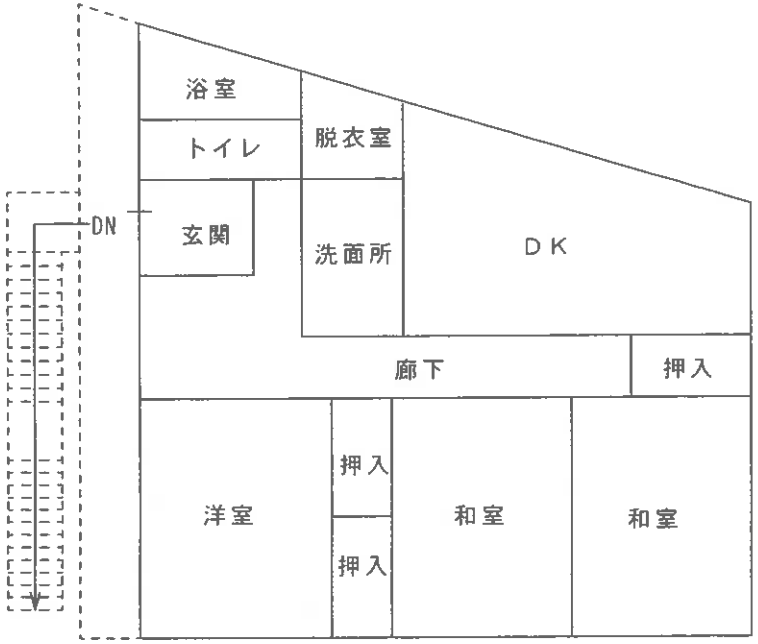
2階
浴室
トイレ
脱衣室
玄関
DN
洗面所
DK
廊下
押入
洋室
押入
押入
和室
和室

建物間取略図





現況写真